

12月16日(日)は 市議会議員選挙の投票日



任期満了に伴う市議会議員選挙の投票日は、12月16日(日)です。私たち市民の代表を選ぶ最も身近な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

お問い合わせは、選挙管理委員会
☎483-1151(代表)へ

投票できる人

次の2つの要件を満たす人が投票できます。

- ①平成12年12月17日までに生まれた日本国民
 - ②平成30年9月8日までに本市に転入の届け出をし、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録され、本市の選挙人名簿に登録されている人
- 11月21日(水)までに市内で住所変更の届け出をした人は、新住所地の投票所で投票できます。それ以降は、旧住所地の投票所での投票になります。市外へ転出した人は投票できません。

当日投票に行けない人は 期日前投票か不在者投票を

投票日に仕事や旅行などで投票できない人は期日前投票ができます。入場整理券裏面にある宣誓書の記入が必要です。投票をスムーズに行うために、自宅で記入して来てください。入場整理券が未着の場合でも期日前投票所にある宣誓書を記入・提出すれば投票できます。期日前投票期間は12月10日(月)～15日(土)。投票所によって開設時間が違うので注意してください。

市役所第2別館1階第1会議室は、午前8時30分～午後8時。ユアエルム八千代台店3階エルムスペース、イオンモール八千代緑が丘3F専門店ミーティングルーム、フルルガーデン八千代専門店モール2F会議室の3か所は、午前10時～午後8時です。

長期出張などで市外に滞在している人は、本市選挙管理委員会に投票用紙等の交付を請求し、滞在する市区町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。郵送でのやり取りに時間がかかりますので、早めに請求してください。

病院に入院中の人などが 利用できる投票

■病院や施設に入院・入所している人の投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院・入所している人は、その病院や施設の長に申し出ると、その場所で不在者投票ができます。入院・入所先へ確認してください。

■郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っていて、障害の内容と程度が右上の表の要件に該当する人、または介護保険被保険者証に「要介護5」と記載されている人は、郵便などによる不在者投票ができます。

郵便などで不在者投票を行うには郵便等投票証明書が必要です。選挙管理委員会に身体障害者手帳などを添えて、事前に交付申請をしてください。申請書は市ホームページでダウンロードするか、選挙管理委員会ですべて入手できます。投票用紙の請求は12月12日(水)までです。

| | 障害の内容 | 障害の程度 |
|---------|--------------------------|-----------|
| 身体障害者手帳 | 両下肢、体幹、移動機能 | 1級または2級 |
| | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸 | 1級または3級 |
| | 免疫、肝臓 | 1級～3級 |
| 戦傷病者手帳 | 両下肢、体幹 | 特別項症～第2項症 |
| | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓 | 特別項症～第3項症 |

また、郵便などでの不在者投票ができる人で、次の要件に該当する人は、選挙権を持っている人に投票に関する記載を代わって行わせる代理記載制度が利用できます。

▶身体障害者手帳に上肢、または視覚の障害の程度が1級と記載されている人 ▶戦傷病者手帳に上肢、または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載されている人

制度の利用には、事前の届け出が必要です。

■代理投票・点字投票

投票用紙に候補者の氏名を自分で書けない人は、投票所の係員による代理投票ができます。目の不自由な人は、点字投票用の投票用紙と点字器を設置していますので、投票所の係員に申し出てください。付添人も投票所に一緒に入ることにはできますが、投票に関与はできません。

選挙公報は新聞折り込みや ホームページなどで

選挙公報は12月12日(水)に、朝日・産経・千葉日報・東京・日本経済・毎日・読売の各新聞に折り込んで配布します。市役所、支所・連絡所、公民館、図書館、ふるさとステーション、ふれあいプラザ、市内各駅などにも置きます。市ホームページからも見られます。

新聞未購読の世帯で新たに配布を希望する人は、選挙管理委員会へ連絡してください。

選挙シリーズ②

投票所でのルールとマナー

投票所の秩序を乱す人には、投票所外への退出や投票用紙の返還を命じられることがあります。ルールとマナーを守りましょう。

- (1)投票所内で話をしたり、候補者の名前を言わない。
- (2)他人の投票内容を見たり、投票内容を見せるよう強要しない。
- (3)投票用紙の持ち帰りはできません。
- (4)投票所内での携帯電話やスマートフォンなどでの撮影・使用はしない。
- (5)その他、投票の秘密の確保や投票所の秩序維持を乱す行為はしない。

広告